

宮崎県における文化資源災害救助対策の現状と課題

山内 利秋 増田 豪*

The present state of measures for cultural resource disaster-relief in the Miyazaki Prefecture

Toshiaki Yamauchi Gou Masuda*

Abstract

The damage by typhoon "NABI" in 2005 was greater in Miyazaki Prefecture than elsewhere. Cultural properties in museums and various other places suffered. We rescued heavily damaged photographs from two homes in Nobeoka City. While such photographs document individual life stories, they are also a resource that enables us to reconstruct local history. Such reconstruction of the past may help strengthen both individual identities as well as the regional cultural identities. Our conservation of the photographs involved various processes including using a freeze-drying machine. In carrying out these conservation efforts, we designed a workflow procedure for cultural resource disaster relief.

key words : cultural resource, disaster relief, system construction

キーワード：文化資源、災害救助、システム構築

1:日本各地における災害時の文化資源救助の現状^(註1)

災害によって人命や財産を一瞬にして失ってしまう事がある。自身や家族の記憶を失った人々の喪失感は、その後の生活にも大きく影響するものがあろう。個人の記憶は、他人には理解が難しい。しかしながら、記録された記憶には、今では見失われてしまった場や時間が有する価値が隠されている。さらにはこの記憶を救出する事は、打ちひしがれた個人が災害から立ち直る上で、支えともなり得るべき大きな力をも有している。

第二次大戦後の文化財保護制度は、法令そのものの出自からして文化資源を「災害から守る」という行為と密接に関わっている^(註2)。そして実際に、保存のための技術の向上や人的整備、予算や権限の充実化、さらには展示をはじめとする普及啓蒙活動を地道に行ってきた結果から、その保護する範囲を少しづつ拡大していった。

だが文化資源の意味するところが幅広く解釈されるよ

うになっている現在、制度による保護の及ばない対象についても何らかの処置を講じるための提案が、実際の活動に繋げていく上でも必要があろう。

こうした背景には、阪神・淡路大震災とそれ以降各地で実施されている災害救助活動において、被災した個々人の所有する家財のうち、潜在的に文化財指定を受ける可能性が高い文化資源が眠っていた点¹⁾や、特に近代以降の文書や写真のような記録類、さらには日常の生活用具のように、現段階において指定を受ける事は難しいが、資源として何らかの方法で活用出来る可能性があると見なされるものが評価を受けるようになった点が挙げられよう。

視点をもう少し下げてみると、未指定物件をどうするかの議論が、保護から活用へという文化財保護のあり方の転換、規制緩和によって公立ミュージアムの存在意義が問われるようになった現在までの施設・組織経営²⁾、そして中心市街地の再生に代表される住民参加型の地域社会運営活動の拡大³⁾といった我が国の政策や社会・経

九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科 〒882-8508 宮崎県延岡市吉野町1714-1

Department of Clinical Welfare Service,School of Social Welfare, Kyushu University of Health and Welfare,1714-1 Yoshino-cho,Nobeoka,Miyazaki,882-8508 Japan

*延岡市教育委員会文化課・内藤記念館 〒882-0811 宮崎県延岡市天神小路255-1

*Cultural Affairs Division, education board of Nobeoka-City255-1 Tenjinkouji, Nobeoka, Miyazaki, 882-0811 Japan

済の動向とも軌を一にしているのがわかる。

災害において文化資源をいかに守るかの議論には、指定・未指定に関わらず、資源を実際に救助する場での効率的な救助のあり方や、限られた条件での処置の方法といった問題が生じており、個々のケースを勘案しあつたワークフローを構築していくという方向性に向かっていく必要性があろう。

阪神・淡路大震災以降の災害救助の取り組みとして、歴史系研究者を中心として立ち上げられた歴史資料ネットワークの動きが、この点においては顕著である。同ネットワークの活動は、直接には鳥取県西部地震(平成12年)以降、各地で救出活動を行なった他、災害時における資料取り扱いにかかる数多くの普及啓蒙活動を実施している。さらにはこの動きは全国で広まっており、新潟・福井、そして宮崎等、大規模災害により資料が罹災した各地域において独自のネットワーク確立の動きとして展開している。

本論では平成17年の台風14号による災害に伴い、主に延岡市域を中心に実施された宮崎県内における被災した文化資源の救出活動から、今後の活動における作業の運営とその構築について論じていく。

2: 平成17年台風14号被害時における延岡及び宮崎県内における被害の状況

平成17年8月29日21時にマリアナ諸島付近の海上で発生した台風14号は、大型で非常に強い勢力に発達し、九州地方西岸を比較的ゆっくりとした速度で北上した。その結果、長時間にわたって暴風、高波、大雨が続き、九州、中国、四国地方において、多くの人的・物的被害をもたらす事となった。特に宮崎県においては、死者13人、重軽傷者26人に及ぶ人的被害と、全壊1104棟、半壊3284棟、一部半壊331棟、床上浸水1462棟、床下浸水2919棟という住家被害が報告され、他県に比べ甚大な被害を受けている^(註3)。

この数字にも表れているように、台風14号は宮崎県下に多大な人的・物的被害をもたらした訳であるが、文化財への被害も例外ではなく、指定文化財においても数件の被害が報告され、椎葉村椎葉民俗芸能博物館においては、土砂災害による収蔵資料の一部汚損という被害が発生した(表)。しかしながら、これら指定文化財の被害や博物館等の施設における資料の被害については、行政による迅速な被害状況の確認と、そして復旧作業への取り組みが、早急に行われていく事となる訳であるが、未指定の文化財においては、その対象とならないのが現状

表 平成17年台風14号による国指定・県指定文化財等被害状況(内閣府 2006による)

被 壊 状 況		
市町村名	指定別	【物件名】
日向市	国選定	【美々津重要伝統的建造物群】 特定物件 半壊1件(東側の壁が飛ぶ)。居住なし。 漆喰壁一部崩落4件。(軽微)
宮崎市	国指定	【青島亜熱帯性植物群落】特別天然記念物 防護柵倒壊及び流出。全長110m(計72本)
佐土原町	国指定	【巨田神社本殿】重要文化財 屋根(トチ葺き)が數カ所以上めくれ上がっている。
都農町	国指定	【赤木家住宅】重要文化財 北側の石垣塀から瓦15枚が落下し、破損。 (長さ約1m×幅約0.5mの範囲)
高岡町	国指定	【穆佐城跡】史跡 法面の崩壊1箇所。土星一部崩落。
	県指定	【月知梅】天然記念物 直径15~25cmの幹折れ4本。
	県指定	【去川の関跡】史跡 説明板、標柱の流出。
日南市	国選定 県指定	【飫肥重要伝統的建造物群】 特定物件:豫章館の蔵の東側漆喰壁一部崩落。 【アカウミガメ及びその産卵地】天然記念物 孵化場(小屋)が波により大破。一部流出。 卵の流出はないが、孵化は厳しいことが予想される。
椎葉村	国選定	【十根川重要伝統的建造物群】 石垣の倒壊。(3箇所)

である。象とならないのが現状である。

これは、どこまでを文化資源とみるのか、またそれを行政などの公的機関が公費をもって救助・復旧すべきなのかという、災害時における文化財のレスキュー活動が抱える大きな問題の解決なくしては克服されない課題といえるが、この台風14号により、把握できない程の文化資源の汚損や、それに伴う廃棄や焼却といった処分が行われた事は、住家被害の件数を見るだけでも想像は難しくない。実際、被災後に行われた、破壊された住宅建材の撤去や家財道具の片付け、また水損した家財道具が山積みとなった災害後のごみ集積場の様子は、それまで地域で営まれてきた生活の歴史を伝える文化資源の廃棄ともいえる状況であった。被災後の復興活動において、被災者の生活支援活動が優先されるのは当然の事ではあるが、ライフラインの復旧活動の一環として行われた、ボランティアによる被災家屋の清掃活動において、個人所有の古文書や古書籍、そして手紙や日記などを含む紙資料、アルバム等の写真資料、古い農機具などの民俗資料といった、文化資源として捉える事の出来る資料群について、その資料のもつ歴史的・文化的、そして所有者個人の思い入

れ等の選別が行われないまま廃棄された事例があった事も、後日、みやざき災害復興支援ネットワークとの連携の中で浮かび上がり、ボランティア活動が文化資源の廃棄を加速させた側面もあった事が報告されている。

こうした文化資源の廃棄は、宮崎県下における被災地域のどの場所においても見られた光景ではあるが、同年10月1日に宮崎公立大学において開催された「台風14号被災地の歴史資料・文化財被害について考える会」における、北方町（現在：延岡市北方町）と高岡町（現在：宮崎市高岡町）の文化財担当者の報告により、その未指定の文化資源の被害状況はより明確なものとなった^(註4)。

高岡町は宮崎県の中央部に位置し、南北約12km、東西約14kmの町域を持つ、人口約12,000人程の町である。その町域のほぼ中央部を、一級河川である大淀川が蛇行ながら東流しており、過去においても幾度となく水による災害に見舞われてきた土地でもある。そのため、高岡町天ヶ城歴史民俗資料館では、過去の被災の歴史を風化させないためにも、その被害状況等を記録として留め、過去の浸水地域を示すパネルや被災状況の写真等の展示も行っていたところである。しかし、台風14号は、まさに過去に例を見ないほどの被害を町内にもたらす事となり、全壊304棟、半壊540棟、床上浸水104棟、床下浸水220棟にも及ぶ住家被害が発生している。こうした住家被害への対応は、他の地域と同様に被災家屋の清掃ならびに被災した家財道具の廃棄といった措置が行われ、その中には数多くの文化資源も含まれる事となった。また通常、被災し難い場所に立地されている小学校等の公共施設が被災した事も台風14号被害の大きな特徴であり、教室内で保管展示されていた地域の先賢の書画類なども水損した事例が報告された。

一方、北方町は宮崎県の北部に位置し、南北約23km、東西約15kmの町域を持つ、人口約5,000人程の町である。こちらも町域の南部を一級河川である五ヶ瀬川が東流し、高岡町と同様、過去において浸水被害を幾度と無く経験した町であるが、ここでも全壊47棟、半壊116棟、一部半壊4棟、床上浸水47棟、床下浸水35棟といった住家被害が発生している。また、町内を走る高千穂鉄道の橋梁が流失するといった被害を受けるとともに、町役場が一階天井部分まで浸水し、これにより数多くの公的文書が流失、あるいは水損といった被害を受けた事が報告された。

この2町における文化財担当者の報告の中において注目されたのは、まず第1点として、どの被災資料においても共通していえる事ではあるが、特にかびの発生などの問題から、救出までのスピードが要求される水損資料のレスキュー活動にもかかわらず、現場の文化財担当者はライ

フラインの復旧作業に従事する事となり、文化財の状況の確認や救出活動を行うまでには、数日間の時間が必要とされた事が挙げられる。

これは、被災者の生活復興を支援するという行政の役割の上で、当然の活動とはいえるが、その後の被災者への心的ストレスなどの影響を考えると、一定の段階において、文化資源の救出・保存活動についても考慮する必要がある。

また第2点としては、被災した文化資源の救出や保存には、平時における市民への文化資源に対する考え方の啓発活動が欠かせない事が挙げられる。この2町においては、市民から文化財担当者へ、被災資料に対する相談などが寄せられており、日常的な文化財保護活動において、文化資源に対する市民の認識が、高価な美術品や歴史上有名な人物の書状などだけではなく、地域の歴史を物語るもののが文化資源であるという認識が高められていた事を示す事例といえるであろう。

こうした文化資源に対する認識の重要性は、先のボランティア作業員の事例をあげるまでもなく、非常に大きな課題の一つといえる。まさに、この文化資源に対する認識が、その保存か喪失かに直接影響するといつても過言ではないであろう。実際、災害という非常時においてだけではなく、これは平時においても重要な問題であるが、台風14号被害のような非常時においては、特にその影響が顕著に出たといってよいであろう。

次章では、失われた文化資源のほんの一部に過ぎないが、延岡市において救助する事の出来たアルバムについて、どのような処置を施したか、また、その作業を行う過程で生じた問題などについて、検討する事したい。

3:台風時の文化資源の救助と処置

1) 災害における文化資源救助

台風災害時における救助活動には、警察・消防・自衛隊等公的な機関による活動とは別に、専門性の有無に関わらず自発的な意志を持った多くの人的資源がボランティアとして活動に参加する。特に専門性を有さない一般的のボランティアの場合は、破壊された住宅建材の撤去や家財道具の片付けといった作業への従事が見込まれているが、その際、民家等から写真をまとめたアルバムや古い文書記録・現在では使われなくなった生活用具類が見つかる場合がある。

台風災害では、これら水浸してしまった物品は、泥による汚染・水分吸収による重量の増加・汚水によって発生する異臭・物品の破壊といった複数の連続的な影響を

被っているケースが多く、整理に時間・人出といったコストがかかるやむを得ない状況が生じるので、廃棄処分されてしまう可能性が高い。被災者も、被害直後時には状況の早急な回復を望んでいる場合が多く、日常生活において頻繁に活用するものではないアルバム等の用品については、「遺しておく」という意識には中々向かわない傾向にある。

台風14号に被災した延岡市内においても、上記の事情から災害救助の際に多量の写真アルバム等の資源が廃棄されている可能性が高い。しかしながら、ライフラインが確保され、生活にもある程度の落ち着きを取り戻された時期において、自らや家族・土地の記憶に繋がる品々が失われてしまった事に対する喪失感は、その後の人生に与える影響も大きいものであると考えられる。イーフー・トゥアンは時間と場所との関係を、特に場所を理解していくにあたっての時間の役割を論じた箇所において、ヒトは「自己の感覚とアイデンティティの感覚を得たいという欲求」から、自分の持ち物や、かつて住んでいた場所や過去を再構築しようとすると述べている⁴⁾。人工物を保存する、という行為の再生産による個人的アイデンティティの強化は、地域における文化的アイデンティティの強化にも深く関わってくる所であるが、このような地域社会の再構築を具体的に支援していこうという認識から、筆者は家財道具等片付けの際に見出された写真アルバムについての救出を試み、保存処置及び電子情報化による部分的な修復と複製を実施した。

2) 資料の救助と当初処置について

今回救出及び処理を行なった資料は延岡市内のF地区に所在するK氏及びT氏の写真資料である。このF地区は宮崎県北部を流れる五ヶ瀬川の支流域である大瀬川右岸域にあたり、該地区のうち、自然堤防から比較的低い位置にある地域の世帯は、浸水による被害を受けている。

K氏及びT氏は昭和20年代前半からこの地域において生活されており、写真については、K氏のものが当時から主に昭和50年代後半頃までアルバム16冊、T氏のものが戦時中から昭和30年代頃までのものでアルバム2冊であった。

まず、筆者がこれら資料の存在について確認したのは台風2日後の9月10日で、この段階で罹災から48時間が経過していた。さらに実際に両家の資料を預かったのが9月12日で、預かった資料は九州保健福祉大学内の研究室に収納した。南九州においては、この時期はまだ温度・湿度のいずれもが高く、また既に水浸した状態にあったために資料に急速にかびが発生する恐れがある。従って、本来はたとえ一時的であっても資料の保存環境に

関しては最善の場を考慮しなければならなかつたのだが、用意が出来なかつた。研究室内は常温で人間の出入りも多く、当然の事ながら保存に適している環境ではない。こうした状況においての最低限度の保存環境を確保するために、市販の小型冷蔵庫を活用した。

かびの発生を考慮するならば摂氏零度以下となる冷凍室への保存が最も適しているが、冷蔵庫のキャパシティーについても余裕がある訳ではないので、資料を保存する場所の優先順位をこの時点で検討した。その結果、資料としてより古いものであると考えられたT氏の資料は冷蔵庫内の冷凍室へ、K氏資料のうち一部は同冷蔵室、さらにK氏資料の大半は研究室内で広げた状態で乾燥させる事とした。

この様な優先順位の設定は、本来は全資料の内容を十分に把握した上で行なうべきで、機関所蔵の資料については整理分類がある程度なされており、この点を考慮する事が可能であろう。

一方で、個人所蔵のものについては、この様な整理が行なわれている例はむしろ少数である。ただ問題なのは、年代順である事と内容の重要性との関連を結び付ける事は別である故、単純に年代の「古さ」を持って重要であると考えてしまう事には一考の余地があろう。

しかしながら、所有者とのコミュニケーションが取りにくい場合や、早急な判断を必要とする場合においては、保存処理を行なう側によって順位を決定付けるしか方法がない。

今回のケースでは、所有者が高齢化していたり、遠隔地に居住していたりという事から、処理側によって判断を行なわざるを得なかつた。

判断基準としては、劣化のダメージと年代の古さから、次の4つのランクに分けた^(註5)。

- a) T氏資料のうち、第二次大戦前後～昭和20年代後葉と考えられるアルバム
- b) K氏資料のうち、モノクロ写真が多く添付されている写真の大まかな内容から、年代の古いものと考えられるアルバム
- c) K氏資料のうち、カラープリントで大まかな内容のうち、年代の古そうなアルバム
- d) T氏資料のうち、アルバムに貼付されていない、比較的新しいカラープリント

そのうち、冷蔵庫のキャパシティーから、a)の資料とd)の資料のうち、a)のアルバム表紙に張り付いてしまった状態のプリントを冷凍庫へ保存し、b)及びc)の一部を冷蔵庫内に収納した。ただしc)の大部分の資料は冷蔵庫に入りき

らないため、止むを得ず研究室内に広げて自然乾燥させた。

3) 資料の保存処置について

処理の方針として、まず、広げた状態にあるアルバムの体裁及び現状についての記録化を実施した。ただし、その間にもかびによる汚損が進行するため早急に作業を行なわなければならず、写真撮影については35mmカメラにてメモ程度に行なったにすぎない。

a)にあたるT氏資料だが、この資料について量的にはアルバム2冊とあまり多くなく、冷凍庫で保存が行えるため、かびになる汚損・劣化を遅れさせる事が出来た。そこでこの資料については、文書史料の脱水処置として行われる事のある真空凍結乾燥(フリーズドライ)法による処理を試みる事とした。処置を行える機関を冷凍保存している間に探し、その後、実際に処理を行なった。この真空凍結乾燥及びその後の使用については後述する。

b)・c)にあたるK氏資料については、すべてのアルバムが1970年代以降普及している、接着剤のついた台紙に写真を貼り付け、ポリプロピレン製のカバーで覆うタイプのアルバムであった。このため、台紙とカバーの間に水分が溜まり、写真へかかるストレスが極めて大きい一方で、良好な保存環境を確保出来ない状況にあったので、写真の有する画像情報の確保を最優先とし、アルバムから写真そのものを物理的に分離した。写真の分離方法は、アルバムのシートを剥がして台紙から写真をピンセット、カッターナイフ等を利用して剥離したが、台紙に塗布された糊が写真の支持体(印画紙)裏面と付着てしまっているケースが殆どで、容易ではなかった。また、水分を含んだ事により加水分解を起こし、乳剤がアルバムからカバー側に付着してしまうケース、乳剤そのものが溶けてしまうケースが多くあり、さらに時間の経過によってかびの侵食が進んでしまうケースがあった。



写真1 加水分解によって画像がカバーに癒着した例

最初に低温度環境に置いていないc)の分類にあたる資料について処理を行ったが、上記の理由からアルバムそのものを切断しなければならないものが多かった。フリーズドライを使用しない物理的な処置のみで保存処理を実施した写真は、b)・c)あわせて16冊のアルバムがこれにあたる。写真を分離する際、アルバムから加水分解が進行し、乳剤部分がシート側に付着てしまっているものについてはシートを剥がさずに保存した(写真1)。写真以外では各種パンフレット(1970年の大阪万国博覧会、別府のさまざまな観光施設のもの、二条城やその他観光地)・施設入場券・便箋・切符(旧国鉄肥薩線真幸駅)といった個人にとっての「思い出」に関わるものや、写真のキャプションを紙に書いて写真の下に貼っている状況があった。これらの資料もアルバムから切り離した。

資料はアルバムから分離した後にキッチンペーパーを重ねた間に挟み、水分を吸収した。この際、乾燥時の資料がなるべく平坦になるように平らな板状の重りを置いた。乳剤が加水分解し不安定な写真は、若干顔料が流れてしまうものの、乾燥によってある程度再固定した。かびの侵食の多くはこの処置で防いだが、完全ではない。資料が乾燥した後、これらを簡単にフィルムクリーナーを使ってクリーニングを実行し、かびを含む汚れを除去したが、既に台紙の纖維内に入り込んでいるかびは落とすことが出来なかつた。

これらクリーニング作業の後、スキャニング・アプリケーション上で画像の傾斜及びトーンカーブ修正といった、画像データのデジタル化を実施した。劣化画像のデジタル化による複製処置は、画像解像度や色再現を極端な厳密さまで問わない資料の場合は、民生機器によっても十分対応可能なものである。

スキャニング作業はエプソン製のコンシューマー向けスキャナGT-X700を使用した。35mmフィルムからLサイズ程度にプリントしたものが殆どと考えられる事から、高解像度は必要ないと考え、反射光によって解像度800dpiで取り込み、一端PhotoshopCS上でadobeRGBプロファイルのtiff形式のファイルで保存した。これはプロファイルの色域がsRGBでは狭く、特に退色した写真では黄～赤色が強くなるために、画像処理作業に向いているadobeRGBを使用して修正を実施した後にプロファイルをsRGBに変換した(写真2)。このtiffファイルを保存用データとし、閲覧用としてjpeg形式のファイルを複製したが、この際解像度は落としていない。



ファイルは各アルバム毎にフォルダを作成して整理し、簡単なhtmlファイルを作成して、データをwebブラウザからも閲覧出来るようにした。

さらに、所有者家族の閲覧の利便性を考慮し、データを印画紙出力して、アルバムに整理した。この際、写真の配置をオリジナルのアルバムに近く配置し、キャプションがある場合はこれも添付する様に注意した。

4) 真空凍結乾燥機を利用した資料の保存処置について

真空凍結乾燥機を利用した保存処理方法は埋蔵文化財についてはある程度一般化しており、特に低湿地遺跡から出土する木製品においては乾燥による変形が著しい自然乾燥に比べて殆ど形を損なわないので、多く行われている。この事から保存修復担当者を配する県レベルの埋蔵文化財調査機関においては、同機器を保有しているケースがあり、市町村による調査資料の処理を依頼されている事も多い。

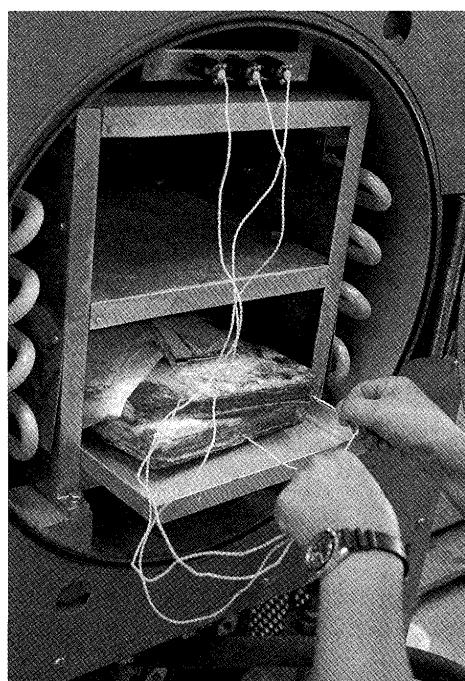
図書館や文書館で収蔵している図書資料・文書史料についてもこの方法は実施されており⁵⁾、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会などでも防災対策の手引きとしてこの機器利用を呼びかけていて、現在では処理方法についての認知度は高くなっている。しかしながら、利用頻度そのものはあまり高くはないのでこれら機関が単独で機器を保有している事は少なく、同一の自治体内組織や関連組織である埋蔵文化財調査機関あるいは自然科学系博物館等の機器を利用している場合も見受けられる。

今回は、宮崎県食品開発センター応用微生物部 水谷政美氏の協力を得て、同センターの装置による処理を依頼した。

装置は共和真空技術株式会社製の真空凍結乾燥機REL-102を使用した。この機器は真空に近い状態の乾

燥室の温度を少しづつ上昇させ、一旦昇華させた水蒸気をコールドトラップで捕捉し、ドレーンで排出するものである。スペックは真空ポンプの排出能力・到達真空度が310l/min・1.33×10-1Pa、コールドトラップ冷却時における乾燥室の到達真空度が4Pa(4×100Pa)、同じくトラップの到達温度-50°C、棚温度到達能力が-45°C、容量100Lである。

この機器を使用し、a)にあたるT氏のアルバム2冊と、d)のうち、a)のアルバムに張り付いた状態になっている複数枚の写真を処理した(写真3)。アルバムは布表紙(表面が布で内部は厚紙)製のものと、皮製のものである。真空凍結乾燥機は、自然乾燥あるいは他の機器による乾燥方法と比較して乾燥時の変形が少ないという利点があるが、後者の皮製の表紙のアルバムについては、若干の不安があった。



資料を乾燥機に入れて約120時間始動したが、まだ凍結状態の部分が残っており、さらに100時間程度乾燥を継続した結果、乾燥状態を得られた。資料は皮表紙のアルバム表紙部分が若干変形したが、アルバムのその他の部分については良好な結果が得られた。

乾燥は行なったものの、アルバム自体が強い異臭を放つ状況は改善されておらず、今後の取り扱いを考慮して脱臭を行なう事にした。

脱臭方法は、アルバム個々をポリエチレン製の袋に包みした後、内部に活性炭を入れた状態で密閉し、冷暗所で

保管した。この間、約1ヶ月から2ヶ月毎に状態を確認しながら袋と活性炭を交換し、臭いが写真の保存処理作業を行なうのに支障をきたさない程度まで減少した状態になるのに、約9ヶ月を要した。

アルバムを閉じた状態で若干異臭が残っているが、作業に支障がないと判断し、貼られている写真の保存処理作業を実施した。まず、写真そのものをT氏邸から救出した際に、既に表面乳剤が加水分解を起こしているものが多く、写真の表面同士が癒着しているケースが確認されていた。真空凍結乾燥機による処理後、写真の状態を確認すると、加水分解の程度が酷かったものについては表面の乳剤の乾燥が進みすぎ、粉状ないしは破片状になってしまったものも確認された。一方であまり加水分解が進んでいなかったものについては、ある程度良好な結果が得られている。これは2冊のアルバムのうち、布製のアルバムについては状況が悪く、皮製のアルバムは程度がやや良好というアルバム毎の傾向として確認する事が出来るが、表紙の質によって状況に差が生じたとは今の所考えにくい。

通常、モノクロプリントの保存環境は相対湿度30～50%、保存温度は15～20℃とされるが(註6)、水に直接浸かり、高温度にさらされた状態にあった写真は当然このような良好な環境からは逸脱している。粉状ないしは破片状になった写真は、加水分解が進行して結合層が不安定になったものを再乾燥した事が要因である。

写真の場合画像情報を遺す事が最優先されるケースが多い。この点から考えると劣化した写真をただちに複写するという方法も挙げられるが、T氏資料についてはアルバムそのものが歴史性を帯びている訳であり、アルバムと写真が一体となってはじめて資料としての価値を有するという認識から、アルバムと写真の双方を保存するという方針を採った。

2冊のアルバム及びそれぞれのアルバムに貼付された写真については、アルバム表面をバインダーでもってコーティングしてしまう方法をとった。バインダーはスチレン-ブタジエン共重合体ラテックスで、商品名は富士写真フィルム製アートエマルジョンバインダー(黑白写真乳剤用下塗り剤)として市販されている。

バインダーは、バインダー：エタノール=1：2の割合で混合して塗布した。塗布方法は園芸用噴霧器・絵画用筆・模型用エアブラシの3種で試したが、模型用エアブラシが最も効率的、かつ「むら」が生じず、良好であった(写真4)。

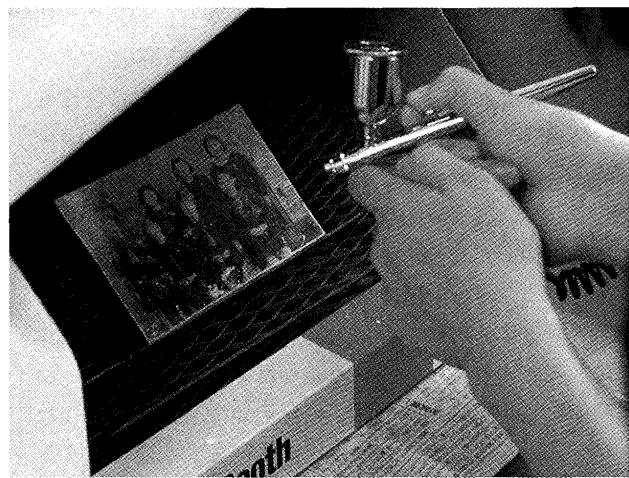


写真4 エアブラシによるコーティング

処理方法の手順では2冊のアルバムで若干異なった対応を採った。劣化状況が著しい布製の表紙を有するアルバムについては、接着剤によってアルバムに貼られた状態にある写真をなるべく分離せず、アルバムに張り付けた状態でコーティングしてしまう方法を採用した。これは上記のように粉状になった写真にストレスを与えないようにするためであるが、バインダー塗布によって台紙に吸い込まれた薬品の影響によって、乾燥していた台紙が変形し、どうしても写真がカーリングしてしまう事によってアルバムから剥離してしまうものもあった。

皮製の表紙のアルバムについては、写真の状態が比較的良好であったので、アルバムに写真の貼られていた位置をチェックしてから写真を外してバインダーを塗布した。

アルバムは開いた状態では臭いや、浸水時に浸かった泥もまだ残っているので、これらを除去するためにエタノールによるクリーニングを行なっている。

現在、これらの作業を継続して実施しているが、添付されていた写真の記録・整理・情報化については、K氏資料と同じ方法によって処理を行なう予定である。

4:宮崎県における文化資源救助対策システムの構築と提案

1) 罹災文化資源の情報収集

資料の処理プロセスについて述べてきたが、これらの作業を具体的に実施するにあたり、いくつかの問題点が明らかになった。

まず、第1点として挙げられるのは罹災文化資源の存在に関わる情報の収集である。指定物件に関しては位置や所有者に関する管理情報が把握されているもの、一方

で未指定のそれは個人で所有されていたり、価値についての評価が及んでいない場合が多い。民具、幅広く道具についてはこれまで日常生活の中で普通に使われてきたものもあり、特に工業製品に関してはそれを文化資源としてみなすのには、年代や製品としてのクオリティーに関する境界線をどこに置くかの判断基準が極めて難しい。境界線が常に時間的に新しい方へと変化し、量産品が希少品になってしまうという性格もあるので、一律に基準を設定するにはナンセンスな側面がある。結局の所、所有者個々人の判断に任せることもあるが、道具としてよく使われてきたもの程、痛んでいたり部分的に壊れたりして、災害を契機に廃棄の対象となってしまう事もままならないだろう。

特に災害直後の状況においては、このような日用品の処置について部外者が意見を言う事は難しいが、例えばこのような廃棄されつつある状況においても、他地域からこれら日常の道具を古物商が買い付けに来ているケースが台風14号後でも見受けられたとするならば、地域の文化資源が散逸してしまうものとして考慮されざるを得ない。買い付ける側から見れば捨てられるところを「拾ってやった」訳であるし、所有者にとってみれば、たとえ安値でも廃棄予定のものを買い取ってくれる人物の存在はむしろ有り難いのかもしれない。この意味からしても、無償で、しかも個々人の判断によって日用品を遺す様、復旧を目指している被災者に依頼するのは酷な条件である。

多少なりともこうした状況を改善するには、所有者が自らの所有する日常生活の中で使われてきた道具についてその価値を認識してもらい、価値がありそうだと判断されたものについては、事後の処置を依頼出来る相手を設けておく必要がある。この点において地域の文化資源に関わる専門家が果たす役割として重要なのは、地域にどのような資源が眠っているかを明らかにしておく事に他ならない。専門家は少なくとも資料について価値判断を下したり、自ら判断出来ない場合でもそれぞれの専門家のコミュニティに依頼する事が出来る。また、地域の資源を細かく把握するための作業自体が、地域社会で生活する人々に対してものの価値を知らしめたりする啓蒙の手段でもあり得るし、専門家を相談相手として考える一つの選択肢として捉えてもらえるようになる。特に特定の個人や場との関係性が濃密な個人所有の古文書・手紙や日記等紙資料・写真といった対象は、水に浸かると劣化の進行が早く、早急な救助を必要とするものである。

ただし上に挙げた地域の資源を把握したり、専門家に

よる早急な対処を行なう点においては、問題も少なからず存在している。宮崎県の場合、地域の文化財担当者や学芸員・資料保存の知識を有する司書や教員といった人材が、その広大な県域に対して少なく、増加の見込みもない。市町村合併の進んだ現在の状況では、一人の行政の担当者がカバーしなければならない領域も極めて大きなものとなった。

現況下でのこうした事情を勘案するならば、災害において自らの身を守ると同様、所有者自身が管理する文化資源に対して実用性以外の価値を認識出来る様、少なくとも遺す行為そのものに意味を見出せる様に啓蒙していく必要がある。

例えば地域づくりの手法として実施される「地域の宝さがし」や「地域の再発見」等のワークショップ型の企画は、地域住民にとって街の歴史を振り返り、問題点を抽出する事によって自らの生活している地域を客観視し、再評価するための街づくり手法として有効であるが、その副産物として隠れていた文化資源を発掘するのに多いに貢献している。

これら活動を通して住民自らが、地域の文化資源そのものを見出し・守る主体として育成していく取り組みを推進する必要性がある。

2) 災害における文化資源救助組織の構築

第2点目として挙げられるのが、災害における文化資源救助組織の構築である。平成17年の台風14号の際には行政における文化財担当者や、一部の専門家が交流を持っていたものの、災害救助という問題に対して対処出来る組織化をはかっていた訳ではない。災害による被害を受けた場合、行政の担当者は文化財保護法や各公共団体の文化財保護条例にかかる防災時のマニュアルによって、指定文化財の被害状況の確認や救出・保存処置等の一連の作業を実施し、またミュージアム・図書館等施設は管理運営者としての立場からその復旧につとめる訳だが、これまで述べてきたように未指定物件については担当者としてその保護にあたる義務・権限もない。また国民の財産権との兼ね合いも生じる可能性があるので、行政としては慎重な対応も有り得るだろう。

しかしながら、先述したように面積に対して専門的知識を有した人員数の少ない宮崎県の場合は、地域在住の個々の専門家のみが対応するには限界がある。そこで県内各地や周辺県域の専門家からの支援が得られるよう、文化資源救助に特化した組織構築をはかる必要が生じた。

このような実際の問題に直面した結果、筆者らの活動

を含め、宮崎県内や熊本県の専門家有志によるボランティア組織、「宮崎資料ネットワーク」を立ち上げるに至った。このネットワークは専門家が協力して文化資源の救助や保存処置を行なうボランティア組織であり、県内の少ない人的資源をネットワークによってカバーするものとして期待出来る。活動としては直接的な救助・保存処置の他にテレビや講演会を通じた普及啓蒙活動を実施している。

ネットワークを運用するにあたっては、今後は具体的な活動のシステムづくりが重要となってきている。今回の筆者等の活動からは、このシステムづくりについていくつか抽出されるべき点が、特に水害からの対応というケースにおいて浮上した。これらは大きく「被災資料の発見から応急処置まで」、「保存処理から活用まで」、に分ける事が出来よう。

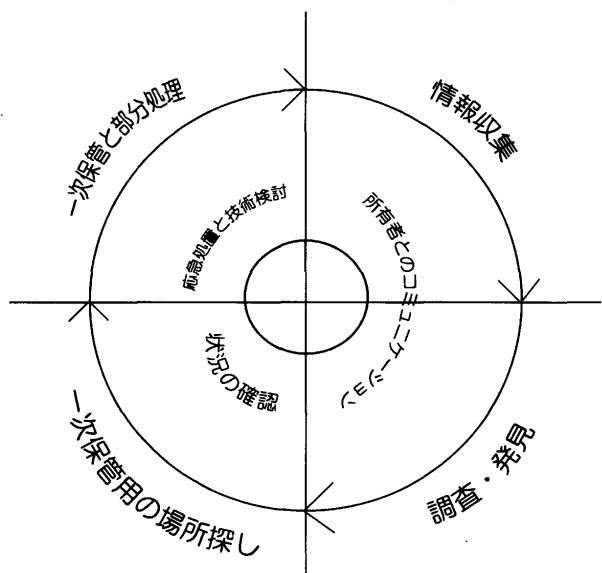


図1 被災資料の発見から応急処置まで

被災資料は災害直後にライフラインが回復し、さらには被災場所の片付けに入った段階において発見される。これには2つのパターンがあつて被災者が直接その被害を発見する場合と、被災地に専門家があり、その被害状況を確認する場合がある。前者の場合、被災者が速やかに専門家に連絡する手段を持っているか、あるいは被災者自らが何らかの処置が取れるかどうかによってその後の状況も変わってくる。

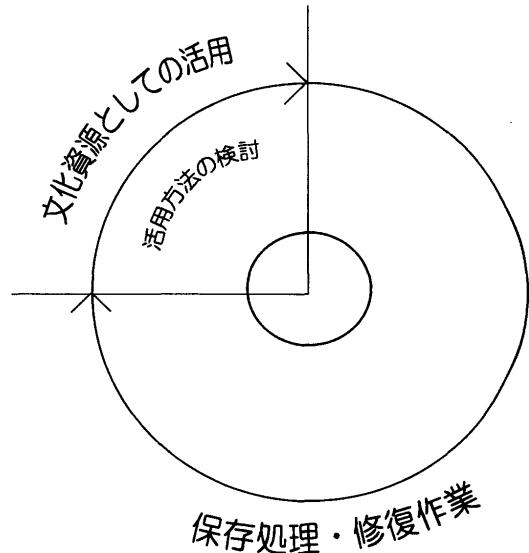


図2 保存処理から活用まで

特に写真のように劣化が急速に進行する資料については、後の遺存状況にも関わってくる問題である。

専門家が被災現場において資料を発見する場合においては、資料を一刻も早く確保する手段を見つける事が必要であろう。被災者が資料の価値についてどのような認識を有しているかにも関わるが、少なくとも「火事場泥棒」的に疑われるのを避けたい。筆者らは被災家財道具の片付け時にアルバムを発見し、後日改めてこれを預かるという方法を探ったが、日頃から馴染みのある地元の職場組織に所属している点が被災者にとっては安心につながっているものと理解している。他所から専門家が参加した場合にこの信頼関係の構築をどうするかは課題であるが、自らの所属を明らかにするという点は最低限必要である。

次に預かった資料を一時的に保管する場所をどう確保するか、という問題がある。単にモノを置く空間を確保するだけでなく、特別な環境を必要とする資料の場合、温湿度管理というミュージアムの収蔵庫と同様な問題点が浮かび上がってくる。水浸資料についてはかびや加水分解の進行を遅らせるための冷凍保管庫を用意しなければならない為、市町村クラスのミュージアムでは準備が難しい。従って地域においてこれらの管理が可能な施設を探しておく必要が生じてくる。

同様に処理を行なう為の設備の確保がある。今回は県施設の真空凍結乾燥機の利用を依頼出来たが、少量である故に機器の空き状況のタイミングを見計らえた事が要

因であった。

しかしながら、災害という緊急性を伴う資料救助後の保存処理においては、大量の資料を一度に処理しなければならない場合もあり、受け入れ側の設備も通常業務の中止を要する可能性が生じてくる。従ってこれらの処理を行なう場合には組織間での調整も問題となる。

本格的な保存処理を行なうに際しては、同様に被災した類似資料がどのように保存処理されたかの情報収集や、修復作業が出来る環境の確保、場合によっては修復技術の習得も必要となってくる。また修復するに際しても所有者がどのような処置を望んでいるか、所有者の望む通りが正しいかどうかの判断も行なわなくてはならない。可能であるならば、修復者から預かった資料が文化資源としてさまざまな場面で活用出来るように道筋立てていくのも、専門家の役割である。

以上のような作業ワークフローの構築は、多くの議論やケース・バイ・ケースでの検討を得て修正されるものであるが、災害時におけるマニュアルの一貫として整備を進めていかなければならないだろう。

5: 結 語

南九州地域においては、台風災害に対してどう対処するかという課題は避けられない問題であり、特に近年はさまざまな分野での対策マニュアルが整備されている。文化資源を災害からどう守るかは古くて新しい問題であり、資源の形態が多様化するにつれ、時とともに対応の仕方も変化させていかなければならない。そしてこれら資源を後世に伝える努力は、個々人の生活の支えとしてや、地域文化の補強・構築といったさまざまな尺度から検討を加えていける可能性を有している。本論では事例をもとにしながら仕組みを作り上げていく試みを論じてきたが、今後はさらなる議論を踏まえ、発展的なマニュアルを整備していく事を目標としたい。

謝 辞

本論を執筆するにあたって、真空凍結乾燥機の利用に便宜をおはかり頂いた宮崎県食品開発センターの水谷政

美氏、同機器利用までに尽力頂いた宮崎県総合博物館の黒木秀一氏には謝意を表すとともに、神戸大学の松下正和氏及び宮崎資料ネットワークの諸氏とは議論する機会があった。

註1:本論は協議の上、1・3・4章を山内が、2章を増田がそれぞれ執筆している。

註2:文化財保護法制定の端緒には、法隆寺金堂壁画焼失がインパクトとして最も大きい。但し、実際には税制やさまざまな問題から文化財が海外へ流出するのを防ぐか等の議論があった。

註3:『平成17年度台風14号に関する被害状況について(第29報)』内閣府
<http://www.bousai.go.jp/saigaikinkyu/index.html>

註4:北方町・高岡町の被害状況については、宮崎県防災・危機管理情報のデータに基づいている。
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/bousai/index.html>

註5:当然、これら分類内容は暫定的なものであり、今後の詳細な分析によって変更が有り得る。

註6:日本規格協会1994 『JIS K 7642(ISO 6051:1992)現像処理済み写真印画紙』による。

引用・参考文献

- 1)Miwa, Karoku : Risk Preparedness for Cultural Properties in Japan after the Great Hanshin-Awaji Earthquake. In Risk preparedness for cultural properties. Chuo-Koron Bijyutsu Shuppan, Tokyo, pp.235-240, 1999.
- 2)上山一郎, 稲葉郁子: ミュージアムが都市を再生する経営と評価の実践, 東京, 日本経済新聞社, p.131~164, 2003.
- 3)宗田好史(青山吉隆編): 転換期の京町屋再生 まちなか資源の再評価から都心の再生へ: 職住共存の都心再生. 学芸出版社, 京都, p.47~75, 2002.
- 4)イーフー・トゥアン(山本浩訳): 空間の経験 身体から都市へ:筑摩書房, 東京, p.318~352, 1993.
- 5)増田勝彦: 水害を受けた図書・文書の真空凍結乾燥—和紙を綴じた図書—: 保存科学31: 1-9, 1992.